

2025 年度後期入試 民法解説

1. 問（1）の概要

Bは、乙土地にかかる本件売買契約②を、Aの反対にもかかわらず委任状を偽造して、Eとの間で締結した。

Bは乙土地の売却についていかなる代理権も持たず、また委任状も偽造されたものであるから、無権代理であって本人の追認がない限り無効となる（民法113条1項）。

ところが、その後Aは追認も追認拒絶もしないまま死亡して、BとCがAを共同で相続した。いわゆる無権代理と共同相続の問題であり、本問はこの問題についての基本的な理解を問うものである。

(1) 問（1）（ア）について

無権代理人を含む共同相続人が無権代理行為の本人を相続した場合、無権代理人のした法律行為の効力について、平成5年判決は無権代理人の立場を次のように理解している。

まず無権代理人は本人としての法的地位を相続するが、信義則上追認を拒絶することはできない。すなわち「本人を相続した無権代理人が、自らした無権代理行為につき、相手方からその行為の効果を主張された場合に、本人を保護するために設けられた追認拒絶権を本人の資格において行使して、追認を拒むことは、信義則に違背し、許されないといわなければならない。このように無権代理人において追認を拒み得ない以上、相手方は、追認の事実を主張立証することなくして、無権代理人たる相続人に対しその行為の効果を主張することができることとなり、結局相続人は、本人が自ら法律行為をしたのと同様な法律上の地位におかれる」と捉え、本人を相続した無権代理人は、本人の法的地位を相続によって承継するが追認を拒絶することは信義則上許されないとした（資格併存説+信義則説）。

そして、追認権の行使については「他の共同相続人全員が無権代理行為の追認をしている場合に無権代理人が追認を拒絶することは信義則上許されないとしても、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではない。」（最判平成5年1月21日民集47巻1号265頁）と述べた。

つまり、追認するか拒絶するかの権利は共同相続人に不可分的に帰属するから、共同相続人のうちの一人が、追認を拒絶する場合には、有効に追認することはできない（追認不可分説）と理解した。

本問では、本人であるAの法的地位をBとCが共同で相続したと考えられるが、自ら無権代理行為をおこなったBは信義則上追認を拒絶することができないとしても、Cにはそのような制約はなく追認を拒絶することも許される。そして、全員で追認をしなければ、無権代理行為は有効とはならない。

Cは【事実】8の下線部分で「これはBが勝手にやったことで、私は甲土地を返してもらいたいと思っている」と述べているが、この発言は追認を拒絶した上で、乙土地の返還を主張していると理解することができる。

共同相続人の一人が追認を拒んでいる以上、本件売買契約②は確定的に無効となるから、Cの物権的返還請求は認められることになろう。乙土地の返還請求が共同相続人の一人、したがって共有者の一人からおこなわれているからである。

(2) 問(1)(イ)について

無権代理行為が無効となった場合、代理行為の相手方は民法117条に基づいて無権代理人の責任を追及することができる。無権代理人は「相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う」が(同条1項)、「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき」原則として損害賠償を請求することができない。ただし無権代理人が「自己に代理権がないことを知っていたときは」損害賠償を請求することができる(同条2項2号)。

本問では、Eが無権代理人であるBに対して損害賠償を請求することができるかどうか問われているが、Bは自己に代理権がないことを知っていたから、そのことについてEが悪意でない限り請求が認められる。

Eは、Aが乙土地の売却を考えていないと述べていたにもかかわらず、本件売買契約②の代理権をBに付与したということについて疑念を持っていたが、特にAに問い合わせることをしていないから、調査確認義務の懈怠による過失を認められるが、無権代理であることについて知っていたとは言えないから、悪意とは言えない。そうすると、民法117条2項2号但書が適用され、損害賠償責任を問うことができる。

2. 問(2)について

(1) 問(2)(ア)について

B及びCはAの共同相続人であるから、Aを包括的に承継する。したがって、本件売買契約①については、売買代金債権と甲土地の引渡し登記移転義務を承継する。

売買代金債権は、可分債権であるから分割原則(民法427条)が適用され相続分(各2

分の1) に応じて、分割してBとCに帰属することになるが、甲土地の引渡し及び登記移転義務は債務の性質上分割することができないから不可分的にBとCに帰属することになる(民法430条)。

そして、代金請求権と甲土地の引渡し及び登記移転義務は同時履行関係に立つから、B及びCは甲土地の引渡し及び登記の移転をおこなわない限り、代金請求をおこなうことができない状態である。

(2) 問(2)(イ)について

甲土地の登記移転義務を履行しない限り、BはDに対して売買代金を請求することができない。このとき、Dは登記権利者、B及びCは登記義務者であるが、登記を移転するには両者の移転登記の申請が必要である。ところが、本問ではDもCもこれをおこなおうとしないという場合、Bとしては自らの持つ売買代金債権を保全するために、債権者代位権の転用によりDがCに対して有する移転登記請求権を代位行使することによって、Cの移転登記申請に代わる判決を取得することが考えられる。

判例も「相続人は、右同時履行の抗弁権を失わせて買主に対する自己の代金債権を保全するため、債務者たる買主の資力の有無を問わず、民法四二三条一項本文により、買主に代位して、登記に応じない相続人に対する買主の所有権移転登記手続請求権を行使することができるものと解するのが相当である。」(最判昭和50年3月6日民集29巻3号203頁)

これは、金銭債権を確保するために、責任財産を確保しようとするものではないから、判例も明言する通り、債務者(本問ではD)の無資力を要件として必要ではない。

以上